平成２１年（フ）第２２１号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目５番25号
破産者　米永　光子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
鹿児島県姶良市東餅田2307番地14　迫田アパート103、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2307番地14　迫田アパート103
破産者　今村まゆみ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2541番地６、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口目丸409番地２
破産者　南　みどり
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2541番地６、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口目丸409番地２
破産者　南　　輝美
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
鹿児島県姶良市加治木町本町172番地、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡加治木町本町172番地
破産者　原口ムツ子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１号
鹿児島県姶良市平松6493番地４、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡姶良町平松6493番地４
破産者　榎田　康代
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2092番地１、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2144番地
破産者　中野　孝二
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第１６０号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原977番地４
破産者　中野　慶見
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市壺屋２丁目６番５―303号　マンションひめゆり
破産者　島屋敷琢也
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市小禄１丁目20―９　大進マンション303号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅1109
破産者　比嘉　洋子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１４号
沖縄県豊見城市字渡橋名36番地１　オーズハウス202号
破産者　島袋　千種
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２８号
沖縄県那覇市字国場335番地１　コーポレーションこくばＣ棟308
破産者　新目　正枝
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市伊良部字仲地147番地３
破産者　佐和田裕子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１０号
東京都江東区大島２丁目８番６号
更生会社　多田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（略）
第２章　更生計画の基本方針及び骨子（略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済
第１節及び第２節（略）
第３節　更生計画の骨子（以下、各別表は略）
１　本更生計画の特質
⑴　前記のとおり、本更生計画においては、基本的には自主再建を骨子とするところ、これを可能とするため、弁済原資として、①本更生手続認可時における手持資金、②不動産の売却金、③滞留債権の取立回収金、④今後７年間の事業収益金を充てることを予定している。
また、必要に応じて、スポンサー企業等の協力を得て行う⑤株式払込金についても、弁済原資に加えることも見込んでいる。
なお、これら弁済原資による更生債権の弁済は、更生計画認可決定の年から７年間の弁済計画と策定した。
⑵　一般更生債権の弁済率に関しては、1000万円以下の債権部分を100％弁済とすることにより、更生手続開始決定後、協力して完成工事利益の確保に寄与した下請事業者等中小企業の少額債権者に対する弁済について配慮したつもりである。
２　更生計画の主たる事項
⑴　更生担保権については、担保されている債権の100％を第３章第１節記載のとおり、弁済する。
⑵　優先的更生債権は、延滞金等を除き、全額納付・弁済する。
⑶　一般更生債権のうち、開始決定日以降に生じた利息・損害金は全額免除を願う。
一般更生債権の元本及び開始決定日前日までの利息・損害金のうち、金1000万円以下の部分の債権は、全額弁済し、金1000万円超の部分は、67％の免除を願い、33％の弁済を行う。
⑷　権利変更後の更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権は、平成28年９月15日までに、認可決定時における手持資金、不動産等資産の処分代金、営業収益金、新株式に対する払込金及び滞留債権等の回収による取立回収金（以下、「営業収益金等」という。）をもって、現金弁済する。この場合において、資産の処分は、遅くとも平成28年９月15日までに行う。
⑸　従前の株式を100％減資（無償消却）し、新株を発行して、払込により増資する。新資本金は、金３億円とする予定である。
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
１　不動産に対する更生担保権
⑴　確定債権
件数　債権額　別表（略）
２件　合計504,000,000円
（内訳）
元本　504,000,000円
更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　０円
更生手続開始決定日以降の利息・損害金　０円
⑵　権利の変更及び弁済の方法
ア　売却予定口担保不動産
①　別表７―①「担保不動産売却計画表」記載の更生担保権について、平成24年９月15日までに更生会社が担保不動産を売却した場合、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額を、担保不動産の売得金から売却に伴う必要経費を控除した残金（以下、「売得金残金」という。）及び営業収益金等をもって、当該売却代金全額が更生会社に支払われた日から２週間以内に、一括して弁済する。